

向陽中学校いじめ防止対策基本方針

学校の教育目標
自ら考えすすんで実践し共に高まる生徒

<いじめ防止対策推進法>
・国の基本方針
・いじめ防止対策推進法制定の意義
・いじめの防止等の対策に関する基本理念
・いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめ未然防止・対策委員会
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、カウンセラーなど

方針
○御嵩町がめざす「笑顔」が溢れる学校づくりをする。
○よりよい集団をめざす中で自己を磨き続ける生徒を育てる。

指導の柱
「自律」と「呼応」を育む指導を通して生徒の人権意識を高める

いじめ未然防止の取り組み

学びを実感させる授業づくり

- ・「できた。わかった。」と仲間と学ぶ喜びを実感できる授業をめざす。
- ・一人一人に応じた丁寧な指導をおこない、学力向上をめざす。(少人数授業、TT 授業、個別の指導)
- ・授業前の UP 活動で授業に向かう集中力を養う。
- ・小中学校の指導内容・指導方法の連携を推進し、学習習慣・学習姿勢を確かなものにする。(教科部会)
- ・読書指導を推進し心を耕す。
- ・健康増進・生活改善により心身の健康を図る。

豊かな人間性を育てる集団づくり

- ・生徒会が中心になって人に温かく接する「愛言葉」「愛行動」の取り組みを進める。
- ・授業、集会活動、部活動などを通して「感謝」や「思いやり」への気づきの指導をおこなう。
- ・「一人一人が大切」という心を育てるために、人権教育の観点を位置づけた授業を実践する。
- ・生徒の自律と呼応を促す指導を推進し、自己肯定感・自己有用感が日常生活の中で実感できるよう、意図的・計画的な集団づくりの場を設ける。

地域・保護者・学校の顔の見える関係づくり

- ・地域・家庭・学校の密接な連携を推進する。(地区懇談会・学校開放日・学校評価・学校評議員など)
- ・地域・家庭への教育活動公開・情報発信・地域の意見反映を積極的におこなう
- ・地域の指導者を招いた学ぶ機会を設け、ふれあいを大切にする。(職場体験・福祉体験・部活動など)
- ・学校のホームページや校報で「いじめ防止対策基本方針」を公表し、学校の取り組みを紹介する。(学校行事・ひびきあいの日など)

居場所づくり 絆づくり

いじめの早期発見

安心・安全が実感できる取組

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
毎日	授業・休み時間等の校内巡回 登下校時の挨拶による見守り 「ひまわり」等生徒の声 PTA 役員・地区委員・地域との連携											
毎週	打ち合わせでの生徒指導交流											
毎学期	個人懇談(家庭訪問・教育相談)						いじめアンケートの実施					

- 職員会議：いじめに対応する指導を確認するとともに、指導方針や指導計画のもと全教職員で共通理解を図る。
- 職員研修：いじめ問題への具体的な対応や事例を学び指導に生かす。
- 保護者向け啓発：学校の指導方針をさまざまな機会を捉えて保護者へ周知する。
- いじめアンケート：毎学期実施する。

いじめへの早期対応・措置

<いじめ未然防止・対策委員会召集>
・被害者を守る。
・見守り体制整備(登下校、休み時間、掃除時間等)

<事実把握>
・当事者双方、周囲の生徒から聞き取り、記録する。
・関係職員間で情報共有する。
・いじめの全体像を把握する。

<指導体制、方針決定>
・被害者を保護し、心配、不安を取り除く。
・加害者に相手の思い・苦しみに気付かせる指導を行う。いじめは許されない行為であるという人権意識を持たせる。

<保護者との連携>
・直接会い、具体的対応を話す。
・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

<今後の対応>
・継続した指導支援を行う。
・スクールカウンセラー等の活用も含めて心のケアにあたる。

学校による調査結果・対応

御嵩町教育委員会による調査・指導

関係機関との連携
可児警察署・中濃子ども相談センターとの相談、報告、通告等